

# 福生市教育委員会会議録

令和3年第7回定例会

- 1 開催年月日 令和3年7月21日(水)
- 2 開始時刻 午前9時30分
- 3 終了時刻 午前10時03分
- 4 場 所 第二棟4階 委員会室
- 5 出席委員 教 育 長 石 田 周  
委 員 渡 辺 浩 行  
委 員 加 藤 孝 子  
委 員 野 口 哲 也  
委 員 新 藤 美 知 子
- 6 欠席委員 委 員 坂 本 和 良
- 7 出席者氏名 教 育 部 長 中 岡 保 彦  
参事兼教育指導課長 勝 山 朗  
教育総務課長 荻 島 正 義  
教育支援課長 大 楠 功 晃  
生涯学習推進課長 菱 山 栄 三 郎  
スポーツ推進課長 矢 ヶ 崎 冬 木  
公 民 館 長 佐 藤 克 年  
図 書 館 長 宮 林 和 也  
教育施策担当主幹 重 末 祐 介  
指 導 主 事 古 川 祐 平  
指 導 主 事 田 邨 佳 宏
- 8 傍 聴 人 1名

## 9 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第 36 号 福生市立小・中学校特別支援学級令和 4 年度使用教科用図書  
の採択について

日程第 4 議案第 37 号 令和 4 年度使用教科用図書採択替えについて

日程第 5 その他報告事項

【教育長】 それでは、ただいまから令和3年第7回福生市教育委員会定例会を開会いたします。本日は坂本委員が欠席となっておりますが、委員の過半数が出席しておりますので、本定例会の定足数は満たしております。

これより本日の会議を開きます。日程に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づきまして、野口哲也委員、新藤美和子委員の2名を署名委員として指名いたします。

次に日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。はじめに中岡教育部長より報告いたします。

【教育部長】 それでは、資料3ページをお願いいたします。6月25日、福生市社会福祉協議会会長が6月24日付けで秋山美左江氏から板寺正行氏に代われ、教育長へ就任のごあいさつをされました。板寺新会長は福生市民生委員・児童委員協議会会長でいらっしゃいますが、今後も引き継がれるとのことでございます。

次に、7月2日、福生市体育協会会長が5月15日付けで、三ツ橋誠一氏から村木修氏に代われ、教育長に就任のごあいさつをされました。村木新会長は、福生市陸上競技協会のご出身で、これまで体協の副会長として三ツ橋前会長を支えていらっしゃいました。

板寺会長、村木会長ともに教育委員の皆様にもよろしく申し上げますとのことでございました。

次に、7月3日、福生市表彰式では川越孝洋前教育長が受賞されております。今年度の式典は新型コロナ感染拡大防止の観点から、参列者を少人数に限定したため、川越前教育長から皆様へありがとうございましたとお伝えくださいとのことでございました。

次に、7月9日、コロナ感染症に対する対策本部、主な議題は2点ございました。

はじめに1点目は、7月12日から緊急事態宣言が再発令されたことに伴いまして、市の対応方針が協議され、国・東京都の方針に基づき、教育関連では市の施設における夜8時閉館の時短措置や、会議等は書面・リモート開催等を継続することを決定しております。この方針に基づき、右の欄の各課に記載いたしましたとおり、外部等の会議は全て書面・リモート開催となっております。

次に議題の2点目でございます。市内保育園における新型コロナウイルスの感染拡大による臨時休園措置について協議されました。7月5日に保育士1名が感染し、その後、別の保育士、園児が感染、多くの園職員、園児、家族等が保健所から濃厚接触者に認定、PCR検査を受けることとなったため、保健所・市・園で協議し、7月24日までの長期にわたり休園することを決定しております。

なお、園児の兄弟・姉妹・保護者が学校教職員また中学校の職場体験で生徒3人が通

園しているなど、市内小・中学校への影響がありましたことから、改めて学校長を通じて保護者へ注意喚起の通知を市教育委員会が発出したしました。これまでの間、子ども家庭部、各学校と情報共有し、感染防止に努め、小・中学校への感染拡大はございませんでした。

なお、この保育園については、現在落ち着いたところでございます。

そのほか、7月18日には市内の別の保育園でも保育士1名が感染、現在、別の保育士に感染したところでございます。この保育園におきましても、園児の兄弟姉妹が多数いることを確認していることから、市教委としても注意しているところでございます。

ここで本市におけるコロナワクチン接種について報告いたします。市では第1優先の医療従事者、高齢者接種の後に、学校、幼稚園、保育園従事者に対し優先的に接種を進めていくことを決定し、幼稚園、保育園の従事者から接種を開始しております。また、学校関係者に対しましては、東京都におきましてもほぼ同時期に職域接種で優先接種を決定いたしました。その直後に国からのワクチン供給が滞る事態になりました。しかしながら、教職員は休業中に済ませたいということから、ここで東京都、市ともに接種を希望する教職員をはじめとする学校関係者への接種の準備ができたところでございます。引き続き感染予防に努めてまいります。

次に、7月19日より、各課が監査委員より決算審査を受けております。また、決算でございしますが、令和2年度の事務事業について外部評価者による点検評価を6月30日、7月19日の2回で実施しており、今後報告をさせていただきます。

続きまして教育総務課でございしますが、7月15日に通学路における交通安全の更なる確保についての庁内通知を発信してございます。これにつきましては、6月28日、千葉県八街市における通学途中の痛ましい事故を受けて、指導室から学校長、保護者に直ちに通知をいたしました。また、通学路安全対策を担当する教育総務課では、例年秋に実施しております学校保護者、警察、道路管理者、市による合同点検の前倒し実施を準備してございましたところ、国の各省庁からそのことを裏付けとする前倒し実施の通知がありましたので、早速校長会で周知するとともに関係者に通知をしたところでございます。

また、通学路における事故防止を図るため、市では業務上、市職員が運行する公用車、事業を委託している給食搬送、また、他の部署でございしますが、ゴミ収集、福祉バス等の車両は、通学路通行禁止除外許可を持って運行しておりますので、ここに対しましても注意喚起の通知をいたしましたところでございます。

これらの対応を福生警察署、福生市交通安全推進会に報告するとともに、改めて更なる児童生徒の見守り強化をお願いしてまいりました。今後も引き続き交通安全対策に努めてまいります。

次に生涯学習推進課です。7月3日にはスタディ・アシスト説明会を開催いたしました。

た。経済的な理由等で塾に通っていない中学3年生を対象とした学習指導を行う東京都のモデル事業で、当市も初年度の令和2年度はほぼ全員が第1志望校に進学しております。今年度は23人の応募がありました。この説明会を経て8月5日、本事業を開始いたします。

最後にスポーツ推進課です。7月16日、熊川地域体育館で行われたパラスポーツ体験教室を石田教育長が視察しております。東京都市長会からの補助金を活用し、4種目を3回ずつ全12回、市内の障害者施設の通所者、一般の方を対象に地域競技場で人との間隔を広く取るなどして感染防止を図りながら実施したところでございます。私からは以上でございます。

**【教育長】** ありがとうございます。次に勝山教育部参事より報告いたします。

**【参事兼教育指導課長】** 続きまして、学校教育に関する所管事務についてご報告いたします。資料は5ページをご覧ください。5点ございます。

1点は、緊急事態宣言中の研修会等の対応についてでございます。資料の6ページをご覧ください。教育指導課では、さまざまな委員会、連絡会、研修会を計画しておりましたが、緊急事態宣言が発令されたことを受け、その対応について検討いたしました。オンラインでの実施や感染症対策を万全に講じた上での対面実施等、できる限り中止にしないよう工夫いたしました。緊急事態宣言は8月22日までの予定となっておりますので、現段階では8月23日以降は通常の方法で予定どおり行う計画としております。

続きまして、2点は、宿泊行事でございます。5ページにお戻りください。7月5日・6日に予定しておりました福生第一中学校8組の宿泊行事は、残念ながら中止いたしました。9月以降、全ての学校が宿泊行事を予定してございます。今後の感染症の拡大状況を注視する必要があると思いますが、現段階では感染症対策を万全に講じた上で実施する方向で検討しております。

続きまして、3点は夏季休業日についてでございます。1学期の終業式は昨日、7月20日に全校が実施いたしました。夏季水泳指導につきましても、3密を避ける方法で各学校で実施いたします。なお、令和3年度の学校閉庁日でございますが、8月10日～8月12日の3日間を設定してございます。

4点は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会学校連携観戦についてでございます。7ページをご覧ください。福生市教育委員会事務局といたしましては、東京で開催される大会を直接観戦することは児童生徒にとってかけがえのない経験になるものと考えました。そのため新型コロナウイルス感染症や熱中症への対応を講じ、全児童・生徒が観戦できるよう、貸し切りバスの使用等の調整を進めておりました。しかし

ながら、緊急事態宣言が発令されたことから、8ページでございますとおり、全ての観戦を中止する判断をいたしました。

最後、5点でございますが、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく今後の出勤回避等の取組についてでございます。資料9ページをご覧ください。本件は、総務省が各都道府県に対して地域の感染状況や措置の設定状況を踏まえつつ、テレワーク等による出勤回避の取組等に計画的に取り組むよう依頼するものであり、文部科学省、東京都教育委員会を通して、本市教育委員会にも連絡があったものでございます。

緊急事態宣言下において、校務運営に支障がない場合には、人流を抑制する視点から在宅勤務を実施できるよう、本通知を作成し、各学校へ送付いたしました。夏季休業日中、各学校で実際に運用する旨、校長から報告を受けております。報告については以上でございます。

**【教育長】** ありがとうございます。以上、報告が終わりました。ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に日程第3、議案第36号、福生市立小・中学校特別支援学級令和4年度使用教科用図書の採択についてを議題といたします。重末主幹より内容説明をお願いいたします。

**【教育施策担当主幹】** 日程第3、議案第36号、福生市立小・中学校特別支援学級令和4年度使用教科用図書の採択につきましてご説明申し上げます。福生第一小学校、同第二小学校、同第一中学校に設置している特別支援学級の児童生徒が令和4年度に使用する教科用図書の採択についてです。学校教育法第34条第1項及び第49条に、小中学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと定められております。特別支援学級で使用する教科用図書については、同法の附則第9条におきまして、第34条第1項及び第49条に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができると定められております。

これらを踏まえ、令和3年4月16日の教育委員会定例会でご報告申し上げました福生市立学校令和4年度使用教科用図書採択要領に基づき、教科用図書選定協議会及び特別支援学級調査委員会を設置し、特別支援学級で使用する教科用図書について調査研究を行いました。調査研究に当たりましては、特別支援教育に関して専門的な知識を有する校長、教員を調査委員会の委員として、それぞれの学級の児童生徒の実態に応じて作成された個別指導計画や学習指導要領の内容を踏まえて、適切な教科用図書に係る調査研究を行ってまいりました。

議案書13～25ページは、それぞれの特別支援学級で令和4年度に使用する教科用図書の一覧（案）をまとめたものです。また、調査研究した内容については、別冊の議案第

36号資料2にあります教科用図書調査委員会の調査研究資料様式2にまとめてあります。各資料について説明いたします。

先ほどの別冊の36号資料2、教科用図書調査委員会の調査研究資料様式2をご覧ください。調査研究資料には学習指導要領の内容に基づいた指導が行えるように、学習指導要領との関連性を明確に示してあります。

次に、議案書13ページからあります福生市立小・中学校特別支援学級令和4年度使用教科用図書一覧（案）をご覧ください。本資料の右側には、選定理由を記載する欄があり、それぞれの一般図書を使用する児童生徒の実態について示してあります。特別支援学級におきましては、児童生徒一人一人の実態に応じた教科用図書を採択することから、議案書13～25ページにございます全ての教科用図書について採択していただきますようお願い申し上げます。説明は以上です。

**【教育長】** 内容説明が終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。

**【新藤委員】** ただ今伺いいたしまして、いずれも特別支援学級の児童生徒の特性を十分に踏まえた図書だと思いますので、ご報告されたとおりで結構でございます。以上です。

**【教育長】** ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいですか。ないようでしたら質疑を終わります。お諮りいたします。議案第36号は原案のとおり採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

**【教育長】** ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり採択することといたします。

次に、日程第4、議案第37号、令和4年度使用教科用図書採択替えについてを議題といたします。重末主幹より内容説明をお願いいたします

**【教育施策担当主幹】** 日程第4、議案第37号、令和4年度使用教科用図書採択替えについてご説明申し上げます。議案書32ページにあります、東京都からの通知、令和3年4月28日付、3教指管第168号、「教科書採択における公正確保の徹底及び令和4年度使用教科書の採択事務処理について」にある、4番、採択についての留意事項についての（1）中学校用教科書の採択についてをご覧ください。

令和3年度においては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条

の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げてある場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択することとなっております。しかしながら、中学校社会科歴史的分野については、今年度1社追加で検定を通った教科書がございます。自由社の「新しい歴史教科書」について、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、同法施行規則第6条第3号の規定により、特例として採択替えを行うことも可能であるとのことでございます。

通知にはその際の留意事項として、次のように記されております。採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

この2点を含め、中学校用教科書の採択についてまとめますと、令和2年度と同一の教科書を採択することが原則でございますが、特例として、中学校社会科歴史的分野の教科書のみ採択替えを行うこともできます。しかし、必ず採択行為を行わなければならないものではなく、都教育委員会が作成した調査研究結果や令和2年度の採択時における検討の経緯等を踏まえ、福生市教育委員会として採択替えを行うか否かを判断する必要があるとのことでございます。

自由社の「新しい歴史教科書」でございますが、教育委員の皆様には6月の定例教育委員会でお渡しし、その内容をご覧いただいているところでございます。本日、採択替えについてご検討していただくに当たって、3点の資料を用意いたしました。3点の資料についてご説明いたします。

まず、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった自由社の「新しい歴史教科書」について、議案書46～65ページの自由社の教科書調査研究資料を踏まえてご説明いたします。自由社の「新しい歴史教科書」の特徴は、巻頭に歴史を学ぶ目的が記載され、生徒が主体的に歴史学習に取り組めるようにしていることです。また、ページ下段には、旧石器時代から令和までの年表が記載され、現在取り組んでいる学習が、日本の歴史のどの時代に該当するかについて、視覚的にいつでも把握できるようになっております。さらに、見開き2ページの末尾には、学習を通して習得した知識の整理を行うための課題が示されております。

議案書46ページをお願いいたします。教科書調査研究資料に基づいた自由社の「新しい歴史教科書」の他社と比較した際の特徴についてです。他社との比較の中で最も高い数値だった項目は、aの時代区分別ページの古代までの日本が18.5パーセント、bの取



り上げられている歴史上の人物773人と、eの身近な地域の歴史と取り上げている箇所数92カ所の3項目でございました。

次に議案書67～73ページには、令和2年度の採択時に作成した教科書会社ごとの調査結果がまとめられております。

最後に、議案書75ページをご覧ください。75ページの本資料は、令和2年度の教科書採択に係る本市教育委員会の議事録です。東京書籍については、インターネットを活用したドリル問題や動画視聴サイトが充実していることや、1時間ごとの学習の狙いや単元ごとの課題が明確に記載されているので、若手教員にとっても授業作りに取り組みやすいという意見が出されておりました。資料についての説明は以上となります。

これらの資料を基に、福生市教育委員会として採択替えの必要性についてご判断をいただきたいと考えております。この後のご協議の結果、採択替えをする必要があるとのご判断をいただいた場合には、8月教育委員会定例会にて改めて令和4年度使用教科用図書採択の審議をお願いする予定です。説明は以上でございます。

**【教育長】** 内容の説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

**【野口委員】** 説明ありがとうございました。自由社の教科書の特徴をより具体的に説明いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

**【教育施策担当主幹】** 自由社の歴史教科書ですが、神話や伝承を知り、日本文化や伝統に関心を持たせる資料が多いことも特徴として挙げられています。また、伊藤博文の「日の丸演説」が掲載されているので、生徒の国旗についての興味を高める工夫がされていることや、時代の特徴を考えるページには、歴史用語ミニ辞典を作成する課題等、多様な学習課題が示されておりますので、一人一人の実態に応じた学習のまとめに取り組みせることができる内容となっております。

**【教育長】** よろしいでしょうか。

**【野口委員】** 分かりました。ありがとうございました。

**【教育長】** ほかにいかがでしょうか。

**【新藤委員】** 私も自由社の歴史教科書を拝見させていただきました。その中で、この教科書の良さとしては、学習の内容を深めるためのコラムをとっても多く掲載してござい

まして、また、各章末には復習問題のページがあって、基礎的な内容も押さえやすくなっています。さらに、主幹のご説明にもつながるかと思いますが、時代の特徴を考えるページというものが設けられていまして、資料の比較などを通して、生徒たちが自分なりの歴史観を持つという方向性が工夫されています。そういう点もいいのかなというふうに感じました。

**【教育長】** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。事務局に伺いますけれども、本日欠席している坂本委員から、自由社の教科書について何かご意見等をいただいていますか。

**【参事兼教育指導課長】** 本日ご欠席の坂本委員から、自由社の歴史教科書の内容についてのご意見を3点いただいております。

第1でございますが、教科書の作り、内容、構成について、大きくりの時代ごとに章を構成していることや、見開き2ページを1単位時間での学習を想定していることなど、他の教科書との差は感じられない。これが第1です。

第2でございますが、章末と章のはじめが見開きになっていて、時代の流れの連続性を意識できる工夫がされていること。

第3は、古代の学習内容として神話や記紀の扱いが他の教科書に比べると大きく、神々の名前をはじめ、人物の名称が多すぎて、生徒が理解するのに負担を感じるかもしれない。

この3点を意見としていただいております。以上でございます。

**【教育長】** ありがとうございます。自由社の教科書の内容等についてのご意見を委員の皆さんからいただきました。現在、東京書籍を採択しているわけですが、採択替えを行うかについてご意見があればお願いしたいと思います。

**【渡辺委員】** ありがとうございます。今回、採択替えをすることになりますと、学校現場はどのような対応を取るようになっているのでしょうか。教えてください。

**【教育施策担当主幹】** 1つの学校に2つの教科書会社の歴史的分野の教科書がある状態となりますので、昨年度に各学校が東京書籍の教科書の内容に基づいて作成した年間指導計画を新たに作成し直す必要が出てきます。また、教科書の指導書等も使えなくなるので、新たな指導書を購入し直すこととなります。以上です。

【教育長】 よろしいでしょうか。

【渡辺委員】 はい。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【野口委員】 そうなると、既存の指導書はどうなってしまうのでしょうか。教えてください。

【教育施策担当主幹】 令和4年度の第2・第3学年につきましては、東京書籍の教科書を使用することとなりますので、そのまま令和5年度末まで継続して使用することとなります。

【教育長】 要は2つの指導書が併存するために、新たに購入する必要があるということだと思います。ほかにいかがでしょうか。加藤委員、お願いします。

【加藤委員】 先ほど主幹から、現在は東京書籍の歴史教科書を使っているということでしたが、現場の先生方から、現在、東京書籍の教科書を使っていることで意見などは出ていますでしょうか。

【教育施策担当主幹】 特段現場から意見等は出ておりません。以上です。

【教育長】 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

【新藤委員】 福生市が東京書籍を採択いたしましたのは、主幹の説明にもございましたが、その大きな理由の1つに課題解決的な学習の流れがとてもよく構成されていて、若手の教員の授業作りに非常に力になるだろうということです。もちろんそれが、ひいては子どもたちの大きな学びにつながっていくというようなことがあったと思います。

自由社の教科書にも調べ学習のページ、あるいは、対話とまとめ図の提示という工夫があります。どちらも比べてみて主体的・対話的で深い学びの実現を目指すという点では、重みとしてどちらもあるのかなと感じました。

しかし、採択替えをしたということ考えた場合、この4月から教員、若手教員も、あるいは生徒とともに積み上げてきた授業の流れが変わるということになると思います。さらに学校によっては2種類の教科書を教える教育が授業教材も含めて出てくるという

ことです。そうしますと、本来的な若手教員の授業力の育成であるとか、生徒への力のかけ方という点にもリスクとして不安があるのかなと思います。

さらにそうしたリスクを承知の上で替えたとしても、現在の東京書籍を上回る大きな学びを本当に子どもに与えられるのかという見通しも、私は今の段階では非常に不明確だと思っております。併せて、先ほど学校現場からは、現在の教科書に対する特段の意見も出ていない、ある意味ではスムーズに授業が進行しているということでしたので、私は改めて採択替えを行うということの必要はないと考えます。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【渡辺委員】 私も採択替えをする必要はないと思っております。今、使用している以外の教科書が採択されるようになりますと、先程も出ておりますが、現場がまず混乱する、あるいは、負担が大きすぎるというようなことではないかと思っております。

今使っている教科書に瑕疵があるというようなことがないにも関わらず、負担や混乱が。あえてそんなものをやるとなると当然ながらお金もかかりますし、そんなことはあってはならないのではないかと考えておりますので、私もその必要はないのではないかと考えております。以上です。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【加藤委員】 今さらみたいになるのですけれども、今回のような事案は今まで私は経験したことがないです。念のために改めて確認させていただきますが、採択替えを行うかどうかというのは、教育委員会で決めていいということですよ。確認させてください。

【教育施策担当主幹】 お手元の議案書の32ページにございますように、採択替えを行うか否かにつきましては、採択権者の判断によるべきものと記されております。福生市教育委員会として、採択替えについてご判断していただくものとなっております。以上です。

【教育長】 めったにないことです。私どものほうでこの委員会で決めるということとを改めて確認しているということです。ほかに委員の先生方からはよろしいでしょうか。先ほど坂本委員から内容のことについて書面をいただいているということですが、採択替えについて何かご意見はあるでしょうか。

【参事兼教育指導課長】 坂本委員からご意見をいただいております。現在の東京書籍から差し替えるほどの理由を見つけるには至らない。そのために改めて採択を行う必要はないと考える。このようなご意見をいただいているところでございます。以上でございます。

【教育長】 ありがとうございます。ほかに質疑はございますか。それでは、福生市教育委員会として、中学校社会科歴史的分野の教科書に限り、採択は行う必要があるかを判断したいと思います。今、委員の皆様からのご意見をまとめますと、そのような必要はないのではないかという意見が多くあったと存じます。そのご判断でよろしいか、皆様にお諮りし、決定したいと存じます。

お諮りいたします。議案第37号、令和4年度使用教科用図書採択替えについては、採択替えを行わないことを決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

【教育長】 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第37号は採択替えを行わないことに議決することといたします。

次に日程第5、その他報告事項について、事務局からはございませんが、委員の皆様から何がございますか。それでは、ないようですので、その他報告事項を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これもちまして、令和3年第7回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。